

後期高齢者医療制度

(注)均等割額軽減判定時の総所得金額などは、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、7割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金などの控除額と特別控除15万円(65歳以上の人のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険※の被扶養者であった人の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担がありません。均等割額は、制度に加入後2年経過するまでの間に限り、5割軽減となります。ただし、所得が低い人に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは…協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称。

国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

●保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

①年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

②口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収の条件を満たさない人は、養老町から送付される納付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただきます。保険料のお支払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

●保険料の納付方法を特別徴収(年金から納付)から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている人は、申請により、口座振替によるお支払いに変更できる場合があります。お手続き方法などにつきましては、健康福祉課にお問い合わせください。

●保険料の納付が難しいとき

健康福祉課では保険料の納付に関する相談を受付しています。失業や災害などで納付が困難な場合はお早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

●確定申告期限の延長期間に申告された人へ

確定申告期限の延長期間以降に令和2年の確定申告をされた人は、申告された所得情報が医療費の負担割合や保険料額の計算に間に合わない可能性があります。この場合、令和3年7月には所得情報がない状態で作成された保険証や後期高齢者医療保険料額決定通知書をいったん送付させていただき、後日、正しい負担割合や金額が記載された保険証や後期高齢者医療保険料額変更通知書などをお送りさせていただくことがあります。また、今まで特別徴収(年金からの天引き)で納付をしていた人が、普通徴収(口座振替または納付書払い)による納付に切り替わることもあります。お手数をおかけいたしますが、何とぞご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

●新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者などに係る後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症について、減免基準(主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により重篤な傷病を負った、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したなど)に該当する場合、後期高齢者医療保険料の減免が適用されることがあります。詳しくは、健康福祉課にお問い合わせください。